

2020年（令和2年）3月25日

一般社団法人藤沢市薬剤師会
会長 齊藤 祐一様

藤沢市保健所長
阿南 弥生子
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症について

日頃から本市の保健衛生事業に、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、新型コロナウイルス感染症について、ホームページを開設し市民への周知を図るとともに、2月7日に「藤沢市帰国者・接触者相談センター」を設置し、市民からの相談に対応しているところです。

貴会におかれましては、1月31日付けで当所より「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎に対する協力について」依頼をさせていただいておりますが、疑い例の定義に次のとおり変更がございましたので、お知らせいたします。

【「帰国者・接触者相談センター」への相談対象者】

○風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

（解毒剤を飲み続けなければならない場合を含む）

○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

<参考>

【新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義】（適用日：令和2年3月19日）

- I. 発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人と濃厚接触歴がある。
- II. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に流行地域（※1）に渡航又は居住していた。
- III. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に流行地域（※1）に渡航又は居住していた人と濃厚接触歴がある。

(※1) 流行地域

中華人民共和国湖北省あるいは浙江省、
大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、
義城郡、星州郡あるいは軍威郡、
イラン・イスラム共和国ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ
州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、
マーザンダラン州、マルキャズィ州あるいはロレスタン州、
イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マ
ルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝
アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州あるいは
リグーリア州、
サンマリノ共和国
スイス連邦ティチーノ州あるいはバーゼル＝シュタット準州、
スペイン王国ナバラ州、バスク州、マドリド州及びラ・リオハ州並びに
アイスランド共和国

【参考】

藤沢市ホームページ『新型コロナウイルスに関連する肺炎について』

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/hokenyobo/kansensho/korona.html>

以 上

事務担当：藤沢市保健所保健予防課

電 話：50－3593

F A X：28－2121